取扱説明書

学校用　2015 年 8 月版

商品を開封する前に必ずお読みください
資料等は分析結果がお手元に届くまでなくさないでください

取り扱い方法

…… 測定バッジは 35℃以下の常温で保存してください

1. 測定バッジの袋を開封すると測定が始まります。
   開封時はファスナーの上を丁寧に切ってください。

2. 袋から測定バッジ本体を取り出して設置してください。
   表面から化学物質を吸着しますので、表面の膜をふさがないように設置してください。
   裏面には品質保証期限を記載したシールが貼ってあります。
   ㊟**測定時間は、8 時間以上 40 時間以内でなければ分析・報告ができませんので厳守してください。**
   ㊟**バッジを解体すると、分析・報告ができなくなりますのでご注意ください。**

3. 測定バッジの入っていた袋に測定日時を記入してください。
   「分析結果報告書」は測定バッジ 1 個につき 1 枚必要ですので、コピーしてご使用ください。

4. 測定終了後は、すぐに測定バッジ本体を袋に戻し、ファスナーをしっかりと閉め、「分析結果報告書」を添えて、速やかに分析機関へ送付してください。
その際の送料はご負担ください。
普通郵便の場合、厚みが 1cm を超える為、定型外郵便物となります。
㊟**変質防止の為、複数個を同時に測定する場合を除いて、1 個ずつでも即日発送してください。**

送付先(分析機関)

〒300−0332
茨城県稲敷郡阿見町中央８－３－１
株式会社 MCエバテック内
一般財団法人 ベターリビング分室
TEL ０２９−８８７−５３４６

5. 品質保証期限を過ぎてから測定したバッジの分析・報告はできませんので、測定前にご確認ください。
期限が過ぎたバッジを処分される場合は産業廃棄物扱いになりますので、「オーピス」または「分析機関」までお送りください。

●取り扱い方法でご不明の点は(株)オーピス（TEL：０３−５４１４−１２２１）にお問い合わせください。

測定方法 …… 検査の種類に応じてＡ又はＢの方法で測定してください

Ａ 臨時環境衛生検査

新築・改築・改修等を行った場合や、机・いす・コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等によりホルムアルデヒド等の発生のおそれのある場合に、それぞれの教室等で測定します。

① 30分間以上換気 (教室等のすべての窓・ロッカーや物入れを含むすべての扉を開放)
② 5時間以上閉鎖 (屋外に面する窓と扉を閉鎖)
③ ②の状態で8～24時間測定 (最低8時間は測定してください)
④ 測定結果の濃度の分析
⑤ 分析結果の受領

・24時間測定する場合の時間帯は任意ですが、24時間未満の測定の場合は14:00～15:00が測定時間の中央になるように開始時刻・終了時刻を設定してください。
つまり、8時間測定する場合は14:30を中央として10:30～18:30になります。
測定場所毎に測定回数は1回で、複数回数の測定は不要です。

・測定バッジは、教室等の中央付近で、床から1.2～1.5mの高さ（息をする高さ）に設置してください。

Ｂ 定期環境衛生検査

普通教室・音楽室・図工室・コンピュータ教室・体育館など、健康上の配慮から必要と認める場所で、それぞれ測定します。

① 30分間以上換気 (教室等のすべての窓・ロッカーや物入れを含むすべての扉を開放)
② 5時間以上閉鎖 (屋外に面する窓と扉を閉鎖)
③ ②の状態で8～24時間測定 (最低8時間は測定してください)
④ 測定結果の濃度の分析
⑤ 分析結果の受領

・授業が実施される時間帯を含んで、8時間以上測定します。例えば、小学校の教室で、8:30～16:30まで測定します。測定場所毎に測定回数は1回で、複数回数の測定は不要です。

・測定バッジは、教室等では中央付近の机の上に、体育館等では中央付近の床から1.2～1.5mの高さ（息をする高さ）に設置してください。

※ 手順を図で表すと次の通りです。

分析結果報告 …… 測定後は分析機関に直接お送りください

分析の種類	受付締切時刻	報告書発送予定日	速報の有無
特急分析 【別途 2,000 円(税別)/個】	１５時	受領日を含め２～３営業日以内に発送 （土日祝は除く）	報告書発送日の午後に FAX にて速報
通常分析 【商品価格に含む】	１６時	受領日を含め５営業日で発送（土日祝は除く）	なし

※ 特急分析は同梱の「特急分析依頼用紙」に必要事項をご記入の上、事前に FAX にてお申込みください。

※ 受付締切時刻以降は、翌営業日の受付となります。（土日祝は休業日です）

※ 報告書は「信書」にあたるため、郵送いたします。

●分析機関 ㈱MCエバテック

TEL：０２９－８８７－５３４６ FAX：０２９－８８７－０７７９

指針値 …… 室温が 25℃のとき

厚生労働省が発表した化学物質と指針値は右表になります。

※1ppm とは、空気１㎥あたり物質 1c㎥の濃度のことです。

$$1\text{ppm} = \frac{\text{化学物質 } 1\text{cm}^3}{\text{室内の空気 } 1\text{m}^3} = 0.0001\%$$

ホルムアルデヒド	０．０８ppm
トルエン	０．０７ppm
キシレン	０．２０ppm
エチルベンゼン	０．８８ppm
スチレン	０．０５ppm
パラジクロロベンゼン	０．０４ppm

問い合わせ内容		問い合わせ先
○「学校環境衛生の基準」に関する具体的事項 ・化学物質の測定方法 ・化学物質の測定機器の選定 ・化学物質の分析方法 ・その他測定・分析に関する技術的事項 ○「学校環境衛生の基準」に関する基本的事項 ・化学物質の検査の意義 ・化学物質の検査内容 ○その他シックハウス対策に関する知見等	⇒	文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課学校保健係 TEL：03-5253-4111 （内線 3126、2976） FAX：03-6734-3794 E-mail：gakkoken@mext.go.jp
○学校施設整備に関する事項	⇒	文部科学省大臣官房文教施設部 施設企画課指導第二係 TEL：03-5253-4111（内線 2292） FAX：03-6734-3690 E-mail：sisetuki@mext.go.jp

測定バッジの製造・出荷・分析時の取り扱いは、それぞれ十分注意のうえ行われておりますが、万一、製造上の原因による製品不良や納品するまでの運搬上のトラブルによる製品不良がありました場合は、同数の新しい製品とお取り替えいたします。また、万一、分析時の不測の事態により分析が不可能となりました場合には、改めて分析を行いますので同数の新しい製品をお送りさせていただきます。これら以外の責はご容赦ください。